

2土第671号

令和2年12月28日

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

(公印省略)

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について

このことについて、建設現場における「三つの密」の防止対策等については、これまでも「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年8月25日改訂版））」等を踏まえ、適切な対応をお願いしているところですが、今般、厚生労働省において「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」について、冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための喚起の方法に係るチェック項目を追加するなどの改訂等を行ったところであり、これを踏まえ、標記ガイドラインを改訂した旨、国土交通省から通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、当該通知について、その趣旨をご理解いただきますとともに、改訂されたガイドラインを踏まえ、引き続き建設現場等の「三つの密」を回避する対策及び寒冷な場面における適切な換気等の徹底を貴団体会（組合）員に対して周知いただきますようよろしく願いいたします。

【問い合わせ先】

愛媛県 土木部 土木管理局

土木管理課 契約・建設業G

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2

電話：089-912-2643 FAX：089-912-2639

E-mail: dobokukanri@pref. ehime. lg. jp

事務連絡
令和2年12月24日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更））において、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める」とされており、建設現場における「三つの密」の防止対策や、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組については、これまでも「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年8月25日改訂版））」等の周知・徹底を図ってきたところです。

今般、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、厚生労働省において「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」について、冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法に係るチェック項目を追加するなどの改訂を行うとともに、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化についての留意事項等を取りまとめたところです。

これらを踏まえ、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版））」を改訂し、別添のとおり建設業者団体宛てに送付しておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく願います。

【別添】

国不建第 307 号
令和 2 年 12 月 24 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 25 日変更））において、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める」とされており、また、建設現場における「三つの密」の防止対策については、これまでも「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日（令和 2 年 8 月 25 日改訂版）」等の周知・徹底を図ってきたところです。

今般、直近の新規感染者数が過去最多の水準となっており、地域によってはすでに急速な感染拡大が見られている状況を踏まえ、厚生労働省において、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」について、冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法に係るチェック項目を追加するなどの改訂を行うとともに、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理についての留意事項等を取りまとめたところであり、これらを踏まえて、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日（令和 2 年 12 月 24 日改訂版）」を別添 1 のとおり改訂いたしました。

貴職におかれましては、引き続き、本ガイドラインを踏まえ、建設現場の「三つの密」対策等を徹底していただきますようお願いいたします。また、これまでの建設業における感染発生状況では、土木工場の現場に比べて、「三つの密」が生じやすいと考えられる建築工場の現場やオフィスでの感染例が多く見受けられるため、これらの場所においては、感染防止対策の徹底に特に注意するようお願いいたします。

以上